

職業安定法第32条の13の規程に基づき、取扱職種の範囲等を次のとおり明示します。

## 取扱職種の範囲等の明示

### 求人者のみなさまへ

株式会社シー・エイ・ティー

#### **取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲**

- ・ 当社の取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）です。
- ・ 取扱地域は全国です。

#### **手数料に関する事項**

- ・ 求人受付及び求職受付の際は、一切申し受けません。
- ・ 就職が決定しましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の50%を限度とする額を申し受けます。
- ・ 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索の場合は、着手金として100,000円、活動1日当たり50,000円を、就職が決定しましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の50%を限度とする額を申し受けます。

#### **求人者情報の取扱に関する事項**

- ・ 求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の柴田 紀子 です。
- ・ 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

#### **個人情報の取扱に関する事項**

- ・ 個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の柴田 紀子 です。
- ・ 当社は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があった場合は、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

#### **苦情処理に関する事項**

- ・ 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の柴田 紀子 です。
- ・ 苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

#### **返戻金制度に関する事項**

- ・ 当社は、手数料を返戻する制度を設けていません。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払い下さい。  
その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。